

三次市受動喫煙防止対策 ガイドライン

概要版

—やめようタバコ!—

三次市健康づくり推進計画スローガン



このガイドラインは、規制を目的とするものではなく、喫煙者と非喫煙者がお互いの立場を理解・尊重し、すべての人が安全・快適に過ごすことができる環境づくりを行い、特に公共的な施設については、受動喫煙による健康への悪影響を未然に排除し、市民の健康増進を図ることを目的とします。市民・関係者（団体）・市の三者が、それぞれの役割を主体的・積極的に果たし、一体となって取組を進めていくための指針とするものです。

令和4年3月
三次市

受動喫煙防止対策に係る対象施設と三次市のガイドラインの概要

健康増進法及び広島県がん対策推進条例の改正により、受動喫煙防止対策が一層強化されます。広島県がん対策推進条例は、総ぐるみで取り組むことし、強制力を伴わないもの(罰則なし)とする。

法区分 (健康増進法)	施設の種類(施設例)	規制内容 (下線部分は県条例による規制)	義務付け	三次市ガイドラインの方向性	
				三次市が設置管理する公共施設	三次市設置以外の施設
第一種施設	○学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等) ○児童福祉施設(保育所、児童厚生施設等) 等 ○専修学校(専門課程を置くものを除く) ○高等専門学校	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所の設置不可)(義務)	義務	三次市が設置管理する公共施設	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所の設置不可)(義務)
	○行政機関の庁舎(県庁、市役所等) ○医療施設(病院、診療所、保険薬局等) ○大学 等	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所の設置可)※1			敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所の設置不可)
	○運動施設(体育館・ボウリング場等運動施設) ○事務所・工場 ○高齢者・障害者施設 (老人ホーム、身体障害者福祉センター等) ○博物館等(博物館、美術館等) ○金融機関(銀行等) ○劇場等(劇場、興行場、集会場、展示場、斎場等) ○交通機関乗降・待合(JR駅、バス待合所等) ○大規模小売店舗(百貨店、ショッピングセンター等) ○飲食店 ○風俗営業を営む施設 ○物品販売店舗 ○ホテル、旅館 ○裁判所 ○理容所、美容所、公衆浴場 等 *個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外	原則、屋内禁煙 ・喫煙を認める場合は喫煙専用室・指定(加熱式)たばこ専用の喫煙室の設置が必要 ・全ての施設で、喫煙可能部分には、①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務付け、②客・従業員ともに、20歳未満は立ち入れない	義務		敷地内(建物内・屋外)の全面禁煙
【経過措置】既存特定飲食提供施設 ○既存(2020年4月1日以前に開店)の経営規模の小さな飲食店 ・個人または中小企業が経営 ・客席面積100㎡以下	喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能 ・喫煙可能部分には、客・従業員ともに20歳未満は立ち入り禁止 ・喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立ち入りは可能	義務	喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能 ・喫煙可能部分には、客・従業員ともに20歳未満は立ち入り禁止 ・喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立ち入りは可能		
喫煙目的施設	○喫煙を主目的とする施設(以下の3種類) ・喫煙を主目的とするバー、スナック等 ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・公衆喫煙所	施設内で喫煙可能 ・全ての施設で、喫煙可能部分には、①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務付け、②客・従業員ともに、20歳未満は立ち入れない	-	施設内で喫煙可能 ・全ての施設で、喫煙可能部分には、①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務付け、②客・従業員ともに、20歳未満は立ち入れない	
屋外	○遊具のある公園 ○停留所 ○横断歩道 ○公道(学校、児童福祉施設、遊具のある公園、停留所、横断歩道の付近のもの)※2 等	区域で喫煙しない (灰皿の周辺を除く)※3(努力義務)	努力義務	敷地内(建物内・屋外)の全面禁煙	区域で喫煙しない (灰皿の周辺を除く)※3(努力義務)

- ※1 屋外に受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所の設置可
(特定屋外喫煙場所:区画されている場所・標識を掲示すること・第一種を利用する者が通常立ち入らない場所に設置)
- ※2 付近とは施設等から7m以内
- ※3 灰皿を設ける場合は、子供の動線を避ける、遮蔽を設ける等の配慮が必要
- ※4 第二種施設とは、多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的室以外の施設をいうもの。
「多数の者が利用する」とは、二人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設を意味するものであること。

施設・区域における受動喫煙防止対策の方向性

● 「望まない受動喫煙」をなくす

市が設置し管理運営する施設や学校、児童福祉施設、病院などは敷地内全面禁煙であり、多くの人が利用する施設や鉄道、飲食店などの屋内は原則禁煙となります。

● 受動喫煙による健康への影響が大きい子供・患者に配慮する

20歳未満の人は、喫煙エリアへの立ち入りが一切禁止になります。たとえ、飲食店などの従業員で、業務の目的だとしても喫煙エリアに立ち入ることはできません。

● 施設の種類や場所に合わせた対策の実施

屋内は原則禁煙です。所定の条件を満たせば喫煙室を設置することが可能ですが、その場合は、出入口などに標識を掲げることが義務化されます。



市が設置管理する公共施設・学校・医療機関等は、原則として建物を含む敷地を禁煙とし、敷地内には喫煙場所を設置しません。

全面禁煙

ポスター等で周知する

(義務ではない)



<表示例>



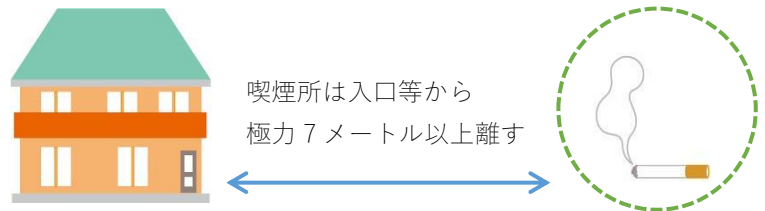
左記以外の多くの人利用する施設 (主に改正法における第二種施設)

原則、屋内禁煙。

困難な場合は、喫煙専用室もしくは、指定(加熱式)たばこ専用喫煙室の設置が可能。

屋内禁煙・屋内分煙の内容について表示する。

※改正健康増進法では、喫煙可能な場所であることを掲示する義務あり。



<表示の例>



受動喫煙とは

喫煙者が吸っている煙（主流煙）だけでなく、たばこから立ち上る煙（副流煙）や喫煙者が吐き出す煙（呼出煙）の中にも、発がん性物質などの多くの有害物質が含まれています。

本人は喫煙しなくても、身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことを受動喫煙といいます。



受動喫煙による健康への影響は？

喫煙による煙には、4,000種類以上の化学物質が含まれ、有害物質約250種類の中には少なくとも約70種類の発がん性物質があります。喫煙は、がんをはじめ、循環器疾患、呼吸器疾患、消化器疾患、その他のさまざまな健康被害が生じると言われています。また、低出生体重児の出産、乳幼児突然死症候群（SIDS）や子どもの気管支喘息など、悪影響が及ぶなど様々な報告がなされています。

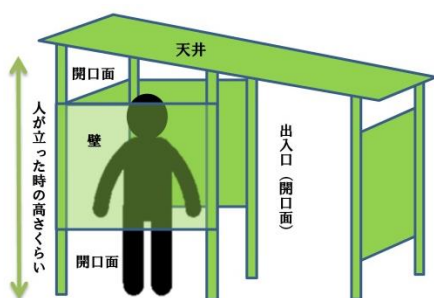
喫煙場所の設置について

【建物内を禁煙にし、建物外に喫煙場所を設置する場合】

対象施設の出入り口やその付近を利用する通行人から極力（直線で7m以上）離します。

通学時間帯や横断歩道、停留所、公園などがある場合、施設から7m以内にある公道についても同様の配慮が必要です。

<効果的な喫煙場所の例>



喫煙場所に未成年者や妊婦が立ち入らないよう、ポスターやステッカーの掲示等により喫煙場所であることを明確に表示します。

喫煙禁止場所で喫煙したり、施設の管理権原者が改正法の義務に違反すると、罰則が科せられることがあります。

【全ての者】

喫煙禁止場所における喫煙の禁止

紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止

【施設等の管理権原者等】

喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止

喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと

※多くの場合、まずは指導が行われます。

- ◆ 施設管理者は、禁煙・喫煙の表示を行います。
- ◆ 事業者は、利用者だけでなく従業員の受動喫煙防止に努めます。
- ◆ 20歳未満の者や妊婦のいる家庭内や車内の受動喫煙防止について啓発します。
- ◆ ポイ捨てや歩きたばこ（路上喫煙）など喫煙マナーを徹底します。